

## さいたま市国民保護計画 変更の概要について

### 1 国民保護計画の変更について

本市では、外部からの武力攻撃や大規模テロなどから、住民の避難や救援などの国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施するため、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）及び「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、平成 18 年 11 月に「さいたま市国民保護計画」を策定しています。（県計画は国の「国民の保護に関する基本指針」に基づき策定。）

この度、国の基本指針及び県計画が変更されたこと等に伴い、本計画を変更します。

### 2 主な変更内容

下記、(1)から(6)に該当する変更内容について、別添の【新旧対照表】に記載しています。なお、【新旧対照表】の頁欄に下記(1)から(6)までのどの部分の変更に対応するか番号を付しております。

- (1) 国の「国民の保護に関する基本指針」及び「国民保護に関する埼玉県計画」の変更に伴うもの（国民保護協議会による協議事項に該当）

#### 【武力攻撃事態等合同対策協議会の新たな記載】

「第 3 編第 1 章第 3 節 3(2)」

国の現地対策本部長が関係地方公共団体の国民保護対策本部等と情報交換や相互協力を行うため、必要に応じて開催する場合に、当該協議会に参加する旨を新規に記載。

- (2) 「国民保護法」との整合を図るもの

対策本部長・市長としての権限、国・県・市の実施する措置等、国民保護法に基づいた記載方法への整合を図り修正を行う。

- (3) 「国民保護に関する埼玉県計画」との整合を図るもの

情報収集、伝達体制の構築の記載や避難にあたっての留意事項等、県計画と整合を図り修正を行う。

- (4) 本市の現行危機管理体制との整合を図るもの

当直体制・待機宿舍の整備、緊急情報ネットワーク（Em-Net）・全国瞬時警報システム（J-ALERT）・職員参集システムの運用等、現行体制との整合を図り修正を行う。

- (5) 市地域防災計画との整合（組織）を図るもの

対策本部の組織及び事務分掌については、市地域防災計画（震災対策編）を準用することから、整合を図り修正を行う。

- (6) その他

人口等の最新データへの時点修正、言い回しの整理 等の修正。